

Topics | トピックス

- ◆「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額の在職定時改定に係る事務の取扱いについて」の一部改正について
- ◆「第18回社会保障審議会資金運用部会」を開催
- ◆平均寿命、10年ぶりに前年を下回る ～2021年簡易生命表～
- ◆「こども霞が関見学デー2022」、厚労省は年金についてお話し会を開催
- ◆2022年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.2%

◆「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額の在職定時改定に係る事務の取扱いについて」の一部改正について

厚生労働省は2022年7月5日付で、日本年金機構の事業企画部門担当理事と年金給付事業部門担当理事にあてて年管発0705号第5号『「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額の在職定時改定に係る事務の取扱いについて」の一部改正について』を通知した。

厚生労働省はこの通知において、2022年より導入された在職定時改定[※]の対象者に係る事務の取扱いを示し、遺漏がないよう注意を促した。

※「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）による。

【事務処理について】

○加給年金額の対象者に係る生計維持関係の認定日について（追加）

在職定時改定により受給権者の被保険者期間の月数が240月未満から240月以上になったときに、この受給権者によって生計を維持している配偶者または子がいる場合には、加給年金額が加算される。この場合、生計維持関係の認定を行う認定日は、下記のように定められる。

- ① 基準日（9月1日）において被保険者であった場合は、基準日を認定日とする。9月中に被保険者資格を喪失し、在職定時改定と資格喪失による改定契機が同月となった場合についても、基準日を認定日とする。
- ② 8月中に被保険者資格を喪失し、基準日を跨いで資格喪失日から1月内に被保険者の資格を再度取得した場合は、被保険者の資格を再度取得した日を認定日とする。
- ③ 基準日に被保険者の資格を喪失し、1月内に被保険者の資格を再度取得した場合は、被保険者の資格を再度取得した日を認定日とする。

○在職定時改定により老齢厚生年金の額が変更された場合の事務の取扱いについて（改正前と同様）

在職定時改定により老齢厚生年金の額が変更された場合は、「支給額変更通知書」により在職定時改定の変更内容と、老齢厚生年金の額が変更された旨を通知する。

在職定時改定と退職改定が両方とも行われる場合には、それぞれの内容について支払額の変更を通知する（改定後の年金額は同じであるが処分の内容が異なるため）。

ただし、受給権発生日と基準日が同一となる場合等は、裁定により別途通知が行われるため、支給額変更通知書による通知を行わない（不要な混乱を防止するため）。

◆「第18回社会保障審議会資金運用部会」を開催

厚生労働省は2022年7月25日、「第18回社会保障審議会資金運用部会」を開催した。議事は、(1) 年金積立金管理運用独立行政法人（以下、GPIF）の2021年度業務実績評価について、(2) GPIFの第4期中期目標の変更について。

この部会では、厚生労働省年金局がGPIFを対象に、2021年度（第4期）を年度評価期間、2020年度～2024年度を中期目標期間として評価を行った結果を取りまとめた説明資料を作成する。

(1) GPIFの2021年度業務実績評価について

2021年度業務実績については、田中滋・社会保障審議会会長に宛てた諮問書（案）と「2021事業年度業務実績評価書（案）」・説明資料（案）について審議された。

2021年度の年度評価は、2020年度に引き続き全体的にA判定となった。A判定となった理由は、項目別評定10項目中Sが1項目、Aが6項目、Bが3項目であり、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づきAとなった。

また、全体の評定を引き下げる事象はなかった。GPIFが市場運用を開始した2001年度以降の21年間の平均実質的運用利回り^{*}は3.78%となった。これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.7%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。

全体的には、中期目標において期待された目標を上回る成果が得られていると評価した。また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価した。

※年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。

(2) GPIFの第4期中期目標の変更について

第4期中期目標の変更については、田中滋・社会保障審議会会長に宛てた諮問書（案）と説明資料（案）について審議された。

この変更は次のような経緯による。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）において、目標設定・評価を実施する際に、総務省は「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（2014年9月2日策定）を改定し、各主務大臣は、所管のすべての独立行政法人の目標を2022年度中に速やかに変更することとなった。

2022年3月2日に改定された「独立行政法人の目標の策定に関する指針」において、GPIFの情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システム整備方針」に掲げられた取組と整合するように目標を定めることとなった。以上を踏まえ、GPIF第4期中期目標の変更が行われ、「情報システム整備方針」に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う旨が追加された。

次回以降の部会でも内容の確認と修正を行い、諮問書と説明資料の作成にあたる。

◆ 平均寿命、10年ぶりに前年を下回る ～2021年簡易生命表～

厚生労働省は2022年7月29日、「2021年簡易生命表」を公表した。

これによると、日本人の平均寿命は男性81.47年、女性87.57年となり、前年と比較して男性は0.09年、女性は0.14年下回っている。前年を下回ったのは10年ぶりのことで、新型コロナウイルス感染症による死亡が影響していると考えられる。主な年齢の平均余命をみても、男女とも全年齢で前年を下回っている。平均寿命の男女差は6.10年で、前年より0.05年縮小している。

平均寿命の前年との差を死因別に分解すると、男女とも悪性新生物＜腫瘍＞、肺炎、交通事故などの死亡率の変化が平均寿命を延ばす方向に働いているが、老衰、新型コロナウイルス感染症等などの死亡率の変化が平均寿命を縮める方向に働いている。世界的にみると、女性は世界で最も平均寿命が高く、男性はスイスについて第2位となっている。

◆「こども霞が関見学デー2022」、厚労省は年金についてお話し会を開催

「こども霞が関見学デー」は、霞が関等に所在する各府省庁等が連携し、こどもたちを対象に事業説明や職場見学等を行うことにより、こどもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、親子のふれあいを深めることを目的とする取組みである。2022年は、8月3日・4日を中心に実施。

厚生労働省はこの取組みの一環として、8月4日、小学生と中学生を対象に、学研まんが「年金のひみつ」を使って、タレントの小島よしおさんや日立のコミュニケーションロボット・EMIEW（エミュー）と年金について話しをすることで年金を学ぶ「お話し会」をZoomによりオンライン開催。年金広報コンテストへの参加も呼び掛けしている。

◆ 2022年5月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.2%

厚生労働省は2022年7月29日、2022年5月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2019年5月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.3%増の77.2%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は839万月で、納付月数は648万月。

【2020年5月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.1%増の78.3%であった。納付対象月数は800万月で、納付月数は626万月。

【2021年5月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は77.0%であった。納付対象月数は790万月で、納付月数は608万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.8%となっている。